

大学院研究科・専攻の教育研究上の目的

聖学院大学大学院学位規定

学位の授与及び人材養成目的

第3条 本大学院の課程を修了した者には、本大学院学則の定めるところにより、修士及び博士の学位を授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 前項の学位授与に基づく、各研究科の人材養成目的を以下に定める。

1. 政治政策学研究科は、課題の発見や立案などに関する専門知識及び幅広い教養と豊かな精神を高め、かつ専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材の養成を目指す。
2. アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程は、アメリカ・ヨーロッパ文化の深層理解に立ち、学問的に対応できる能力と幅広い教養を高め、かつ専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業に必要な能力を有する人材の養成を目指す。
3. アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程は、新しいアメリカ・ヨーロッパ文化学の構築を目的とし、自立した専門的研究活動を遂行する能力を涵養するとともに、高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する人材の養成を目指す。
4. 人間福祉学研究科は、政策学的視野と包括的なケアの専門知識を習得し、人間学的基礎上に福祉文化の形成を担いうる豊かな精神を養うとともに、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材の養成を目指す。